

研究データの保存等に係る方針

株式会社神戸工業試験場

平成 29 年 9 月 1 日

1. 趣旨

この方針は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）および「研究倫理指針」に基づき、保存すべき研究データ等の内容、保存方法等について方針を定めるものである。

2. 基本的な考え方

- (1) 研究データ等とは、論文や報告等、研究成果発表の元となった実験ノート、数値データ、画像、試料及び装置等をいう。
- (2) 研究者は、共同研究者、資金配分機関、および社会に対する責務として、公表した研究成果に対して、後日疑念が提示された場合、自らがその説明責任を果たすことができるよう、研究データ等を適切に保存し、必要に応じて開示することとする。
- (3) 当社は、本方針について研究倫理教育の一環として、研究者に周知、指導するとともに、研究者の研究データ等の保存に必要な環境整備に努めることとする。

3. 研究活動の記録・保存

- (1) 実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノートなどの形で記録に残さなければならない。
- (2) 実験ノートには、実験等の操作の記録やデータ取得の条件等を、後日の利用・検証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ、事後の改変を許さない形で作成しなければならない。
- (3) 実験ノートは研究活動の一次情報記録として適切に保管しなければならない。
- (4) 研究データ等は、研究者自身が責任をもって、後に利用・検証ができるよう保存・管理しなければならない。
- (5) 研究倫理教育責任者は、研究者等に対し、研究倫理教育の一環として指針等に基づく適切な研究データ等の保存・管理等について、教育、指導に努めなければならない。

4. 保存期間および保存方法

- (1) 実験ノート、数値データ、画像等
 - (ア)原則として、当該論文等の発表後 10 年間とする。
 - (イ)電子データについては、作成者、作成日時及び属性等の整備と適切なバックアップ等の作成により再利用可能な形で保存する。
 - (ウ)保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合には、合理的な説明がつく範囲で廃棄することも可能とする。
- (2) 試料（実験試料、標本）や装置等
 - (ア)原則として、当該論文等の発表後 5 年間とする。
 - (イ)保存・保管が本質的に困難なものや、保存に多大なコストがかかるものについてはこの限りではない。
- (3) その他
 - (ア)資金配分機関との取り決め等がある場合はその定めに従う。
 - (イ)共同研究により得られた研究データ等で定めがある場合はその定めに従う。
 - (ウ)論文等研究成果の発表の根拠とはならなかったデータや、使用する予定のないデータ等については、研究者、技術開発部長等が必要に応じ、保存期間を判断するものとする。

5. 研究者の異動に伴う取り扱い

- (1) 研究者が転出または退職した場合は、研究データ等のうち保存すべきものの状況を確認し、後日必要となった場合に追跡可能としておく等の措置を講じる。
- (2) 研究者は、転出や退職後も開示についてその責を負うものとする。